

令和6年度 文教委員会資料

【議案第129号】

多摩区における町区域の設定について

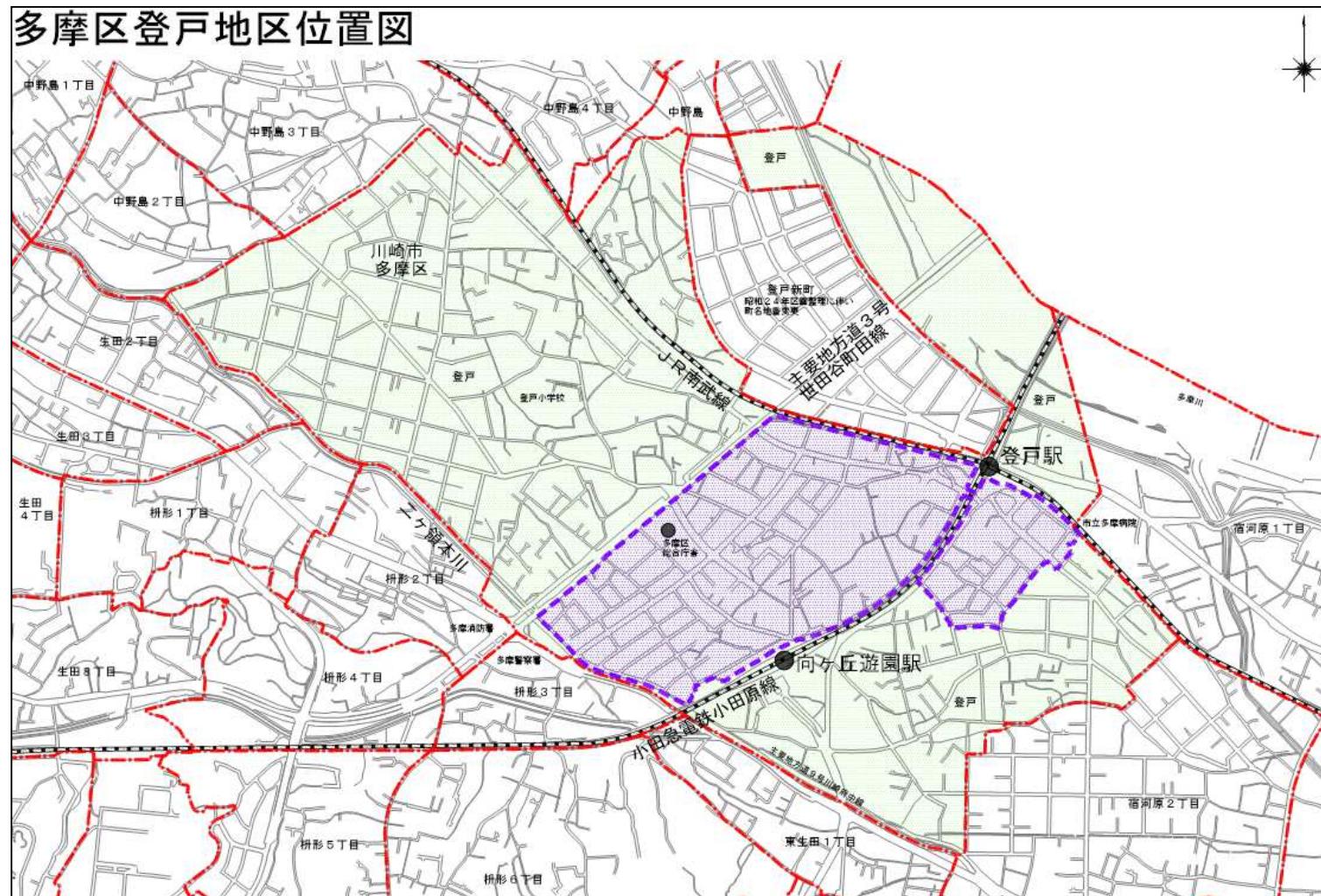
資料

提出議案関係資料

市 民 文 化 局

(令和6年8月29日)

1 登戸地区位置図及び登戸土地区画整理事業概要等



登戸土地区画整理事業概要

施行者	川崎市
施行面積	約 37.2 ヘクタール
事業計画決定日	昭和63年9月16日
事業実施期間	昭和63年9月16日から令和8年3月31日

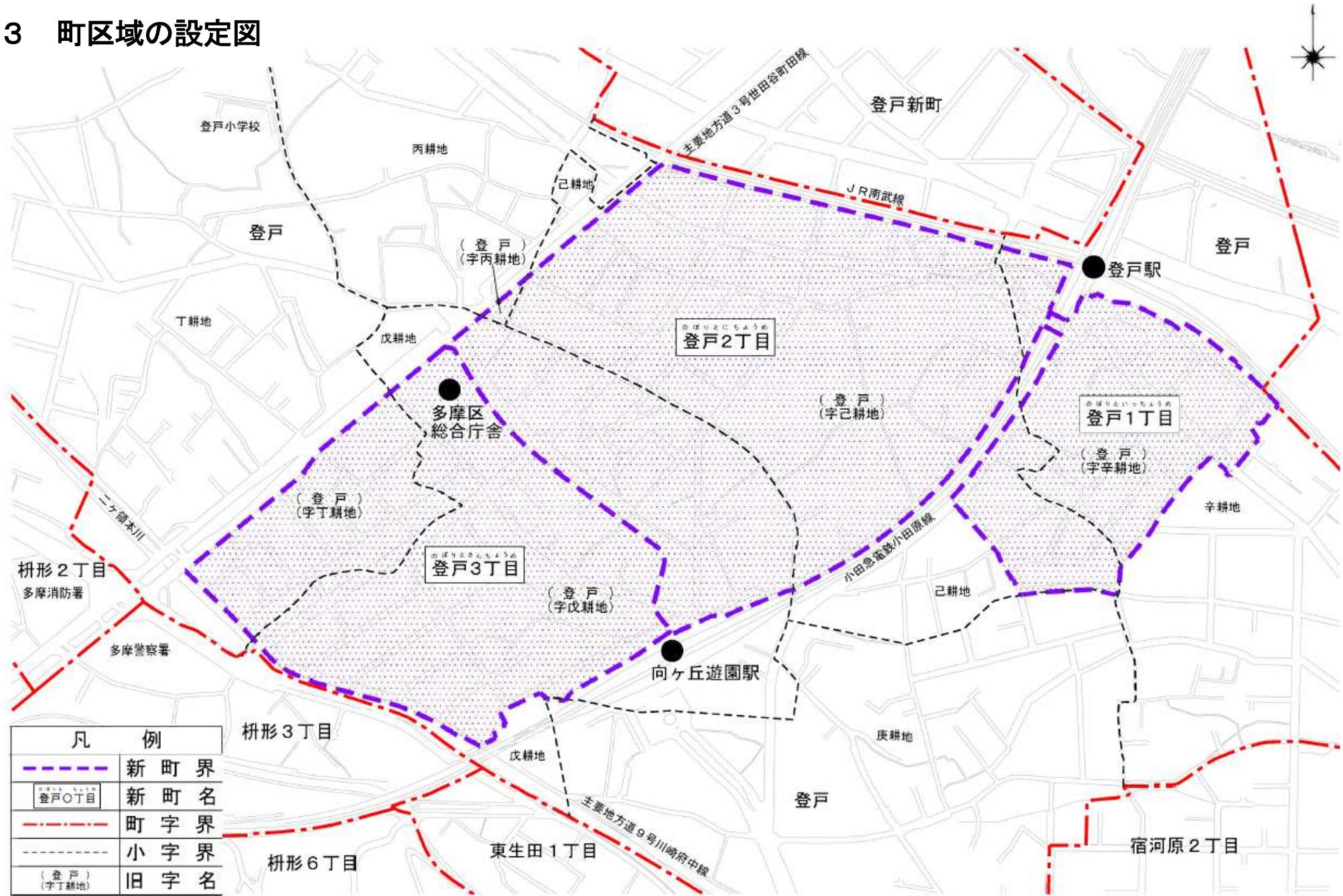
目的

川崎市の地域生活拠点として、また、多摩区の商業、業務の中心地区としてふさわしいまちをめざして、都市計画道路等公共施設の整備、及び基盤施設の整備を中心とした総合的な土地利用を図り、川崎市北部の拠点地区の形成、及び地域中心商業地区として商業、業務機能の強化を図るとともに、安全で快適な市街地を形成すること

2 住所変更検討経過

令和5年5月10日 ～5月26日	<u>住所変更に関するアンケート実施</u> (対象: 登戸土地区画整理事業区域内住民等) ・「新しい町名」とするか、「町名変更は行わず地番を振りなおす」とするかについて	第5回 (令和5年10月18日) ○第5回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・町名アンケートの検討① (アンケート候補の絞り込み・アンケート(案)について・アンケートの周知及び配布について) → <u>3つの町名(案)候補を決定</u>
アンケート結果	<u>「新しい町名とする」が6割</u> 「町名変更はせず、地番のみを振りなおす」 4割	第6回 (令和5年11月15日) ○第6回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・町名アンケートの検討② (修正案の確認)
第1回 (令和5年6月21日)	○第1回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・住所変更検討委員会発足にむけての経過 ・住所変更検討委員会の発足 ・町名に関するアンケート結果の速報値の報告 ・検討委員会のスケジュール	第7回 (令和5年12月6日) ○第7回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・住居表示懇談会に関する報告 ・町名アンケートの最終確認
第2回 (令和5年7月19日)	○第2回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・住所変更に関するアンケート結果の報告 → <u>「新しい町名とする」ことに決定</u> ・区域数についての検討	令和6年1月15日 ～2月5日 <u>町名に関するアンケート実施</u> (対象: 登戸土地区画整理事業区域内住民等) ・3つの町名(案)のうち、どの町名を希望するかについて
第3回 (令和5年8月23日)	○第3回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・新町名・区域について① (各町会での検討結果について中間報告・郵便局との協議報告・登戸土地区画整理事業まちづくり推進協議会委員の方からのご意見の報告) ・区域数についての確認 → <u>3つの区域に決定</u>	第8回 (令和6年2月21日) ○第8回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・町名アンケートの集計(速報値)の報告及び集計に当たっての確認
第4回 (令和5年9月27日)	○第4回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・新町名・区域について② (各町会での検討結果とりまとめ・区画整理完了後を踏まえた課題の確認・町名アンケートの候補について)	第9回 (令和6年3月13日) ○第9回登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会 ・町名アンケートの結果を踏まえ、 <u>町名(案)の決定</u>

3 町区域の設定図



4 登戸土地区画整理事業の今後の手続き

令和6年度から令和7年度予定

- ・換地計画案の作成、縦覧
- ・換地計画の決定、換地処分

令和8年度上半期頃予定

- ・換地処分公告

5 町区域設定時期（予定）

令和8年度上半期

(町区域の設定に係る効力は、土地区画整理事業法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。)

6 町区域の設定に伴う面積

新町名	左に含まれる現在の区域	面積 (ha)
登戸1丁目	登戸字辛耕地の一部 登戸字庚耕地の一部 登戸字己耕地の一部	約 6.2
登戸2丁目	登戸字己耕地の一部 登戸字丙耕地の一部 登戸字戊耕地の一部	約 19.1
登戸3丁目	登戸字戊耕地の一部 登戸字丁耕地の一部 登戸字庚耕地の一部	約 11.9
合計		約 37.2

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）【抜粋】

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）【抜粋】

（土地区画整理事業の施行地区についての処分の効力）

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分で、旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第30条第4項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第54条第4項（同法第89条の2第10項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日又は土地区画整理事業第103条第4項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

土地区画整理事業（昭和29年5月20日法律第119号）【抜粋】

（換地処分）

第103条 換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において、遅滞なく、しなければならない。ただし、規準、規約、定款又は施行規程に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

3 個人実行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 換地処分の結果、市町村の区域内の町又は字の区域又は名称について変更又は廃止をすることが必要となる場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廃止の効力が同時に発生するように、その公告をしなければならない。

6 換地処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。